

第1回山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会での主な意見

- 国が海岸保全基本方針の変更で「海岸管理者が海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO 等）を海岸協力団体として指定できる」ことを加筆しているが、今回示された山形沿岸海岸保全基本計画の変更（案）には加筆されていない。資料 5-1 の P20③への記載を検討すべきではないか。
- 今回示された山形沿岸海岸保全基本計画の変更（案）では、資料 5-1 の P14「環境・利用」に関する記載が変更されていないが、前段の現状への加筆内容やソフト対策を加味した記載の加筆を検討すべきではないか。
- レクリエーションや観光等の海岸利用者が、安全・安心に海を利活用していくための対策について記載も必要ではないか。
- 資料 5-1 の P28 に事後評価に関する記述があるが、もう少し具体的な記載が必要ではないか。